

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
1	R6. 12. 11	R6. 12. 25	「職務に関する働きかけにつ いての対応要綱」に基づく 「対応記録票」	4		1					1	1			1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することがで きるため (7 条 第 3 号) 法人その他の団体に関する情報であって、公にする ことにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の 地位その他社会的な地位が損なわれると認められる ため (7 条 第 6 号) 不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが 大量又は無差別に行われるおそれがあり、実施機関 の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるた め	スタートアッ プ・国際金融 都市戦略室戦 略推進部戦略 企画課